

にここ通信

高齢者の交通事故防止について！

～令和6年版交通安全白書より～

交通事故死者数に占める65歳以上の割合は、5割を超える高い水準で推移しています。又、高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生しており、交通事故情勢は依然として厳しい状況です。



交通死亡事故の発生状況について見ていきましょう

- ① 高齢歩行者の交通死亡事故の特徴について
- ② 高齢者の自転車乗用中の交通死亡事故の特徴について
- ③ 高齢運転者による交通死亡事故の特徴について



それぞれの事故の特徴について

- ① の高齢歩行者の交通死亡事故の特徴は、**昼間と比べ夜間**の死者数が多く、また、**道路横断中**の死者数の割合が高くなっています。なかでも、**横断歩道以外を横断中の事故**が多くなっています。加えて、道路横断時に左からの進行車両と衝突する事故が多く発生しています。
道路を横断する際に、左右から進行してくる車両に対しての安全確認が十分に行えていないことや、身体機能の変化等により、思うように歩くことが出来ず、横断し終わるまえに車両と衝突していることが考えられます。特に夜間は、進行してくる車両との距離を適切に判断できていないことが考えられます。
- ② の高齢者の自転車乗用中の交通死亡事故の特徴は、**昼間に自動車と交差点での発生**が多くみられます。交差点での出会い頭に車両と衝突する事故が発生していますが、やはり左から進行して来る車両との事故の割合が高くなっています。
自転車乗用中も、左右からの車両に対する安全確認が十分に行えていないこと、身体機能の変化によるもの、夜間は、車両との距離が適切に判断できていないということが考えられます。
- ③ の高齢運転者による交通死亡事故の特徴は、**車両による単独事故**が多いことです。
踏み間違いなどの操作不適による死亡事故が占める割合が高くなっており、又、逆走に起因する事故も多く発生しています。

“ひとやすみ”

交通事故は、人ごとと思いませんか？ 自分だけ気を付けても！！

※突然！ 対向車が逆走？ してくるかも。

※踏み間違い発生？ 自分だけ？

自転車についての安全利用五則ということを再確認しましょう！

- ① 車道が原則。左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。
- ② 交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認。
- ③ 夜間は、ライトを点灯。
- ④ 飲酒運転は、厳禁。
- ⑤ ヘルメットを着用。



皆さん、知っていますか？

令和8年4月1日から自転車の違反に、反則金！ 16歳以上の人が取締りの対象となります。

- ・自転車の交通違反にも交通反則通告制度(反則金制度)が適用！
- ・既定の違反行為(反則行為)に対し、交通違反切符(青切符)による取締り！

こんな違反行為が**青切符**の対象です！ 対象となる違反行為は**75**種類…

例) ながらスマホ	・ ・ ・ ・ ・	反則金	12,000 円
遮断踏切立入り	・ ・ ・ ・ ・	反則金	7,000 円
右側通行	・ ・ ・ ・ ・	反則金	6,000 円
信号無視	・ ・ ・ ・ ・	反則金	6,000 円
一時不停止	・ ・ ・ ・ ・	反則金	5,000 円
無灯火	・ ・ ・ ・ ・	反則金	5,000 円
傘さし運転	・ ・ ・ ・ ・	反則金	5,000 円
ヘッドホン・イヤホン使用	・ ・ ・ ・ ・	反則金	5,000 円
歩行徐行等義務違反	・ ・ ・ ・ ・	反則金	3,000 円
並進	・ ・ ・ ・ ・	反則金	3,000 円
二人乗り	・ ・ ・ ・ ・	反則金	3,000 円
自転車制動装置不良	・ ・ ・ ・ ・	反則金	5,000 円

ほかにも、沢山の違反となる行為があります！



交通教育センターからのお知らせ ～自転車の利用～

当センターは交通ルールとマナーを学ぶ、山口県下唯一の施設であり、県内外問わず多くの方々利用されています。利用者が多くて施設内が混雑する土・日曜日は、できる限り多くの子どもたちに気持ちよく楽しく利用してほしいため、成年者(18歳以上)の自転車利用はご遠慮いただいているほか、利用時間も制限(1時間)させていただいておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

